

市民農園入園契約書

平成 年 月 日

市民農園所有者（甲）住所

氏名 印

電話

入園者（乙）住所

氏名 印

電話

市民農園の入園について、_____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地を市民農園として開園し、乙を入園させ、乙は入園するものとする。

所在地 加古川市

区画 _____ 農園 第 _____ 号地

第2条 市民農園の入園期間は1年以内とし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第3条 入園料は、_____円とし、乙はこの契約と同時に甲に支払うものとする。

2 手数料が必要な場合は乙の負担とする。

3 既納の入園料は、原則として返還しないものとする。

第4条 乙が市民農園において栽培できる作物は、原則として草花及び野菜とする。

2 作付けに必要な種苗、農具等に要する費用は、乙の負担とする。

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除できるものとする。

① 入園の権利を第3者に譲渡し、又は転貸したとき。

② 正当な理由がなく2か月以上作物を栽培しないとき。

③ 他の入園者に著しい迷惑を及ぼすとき。

④ その他市民農園の管理上著しい支障があるとき。

2 甲は、当該農園を都合により他の目的に利用しようとするときは、6か月前に入園者にその旨通知し、契約を解除することができる。

第6条 乙は、市民農園において、第4条第1項に定める作物の作付け以外の行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

第7条 市民農園内において発生したいかなる事故についても、甲は乙に一切の責任を負わないものとする。

第8条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲、乙双方協議のうえ処理するものとする。

第9条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以上